

無車検・無保険自動車の運転禁止！

車検の有効期限が切れている、いわゆる「車検切れ」と言われる無車検自動車を運転することは道路運送車両法で禁止されています。

また、車検切れの場合、自賠責保険（共済）の有効期限も切れている、いわゆる無保険自動車の状態であることが多いため、自動車の運転者は、運転前に自動車の車検の有効期限、自賠責保険（共済）の有効期限をしっかりと確認しましょう。

自動車を購入したり、譲り受けて所有する際も、車検の有効期限、自賠責保険（共済）の有効期限をしっかりと確認しましょう。

罰則・違反点数

道路運送車両法第58条第1項、第108条第1号、第62条第1項など

罰則

6か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

違反点数

6点

無保険車とは

自賠責保険（共済）とは、自動車損害賠償保障法第1条に基づき、交通事故が発生したとき、死亡または負傷時の賠償を担保するために加入が義務づけられた強制保険です。

車検制度のない、原動機付自転車、250cc以下の自動二輪車、ミニカー、小型特殊自動車、特定小型原動機付自転車も、自賠責保険（共済）に加入しなければなりません。

自賠責保険（共済）は、交通事故の被害者救済や加害者になった際の対人の損害賠償を補填するための保険制度であり、違反して無保険車両を運転すれば、自動車損害賠償保障法違反として刑罰や行政処分の対象となります。

（※）自賠責保険（共済）に加入していなければ、車検を受けることができません。

（※）一般的に、自賠責保険（共済）の有効期限は、車検の有効期限の約1か月後に満了になるように設定されていることが多く、車検切れの場合は自賠責保険（共済）の有効期限も切れていることが多いです（例外もあります。）。

罰則・違反点数

自動車損害賠償保障法第5条、第86条の3第1号

罰則

1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

違反点数

6点